

# 税金・健康保険・年金などの督促状が届いたら… 放置せず、まずは民商に相談を

新型コロナウイルス感染症が全国的に再び拡大し、私たち中小業者の営業と暮らしは危機に瀕しています。厳しい経営の下、税金や健康保険料、年金保険料など（以下、税金等）を「払いたくても払えない」状態に追い込まれている業者も少なくありません。

税金等の未払いが続き、督促状が届いたら放置せず、まずは民商に相談しましょう。督促を放置すると、財産の差し押さえなど滞納処分を受ける恐れがあります。

## 滞納処分の流れ

①未納のまま納付期限を経過

②督促状発送

③（督促状発送日から数えて10日以内に保険料等が完納されない場合、）財産調査  
督促後、6ヶ月以上経過した場合は、再度督促してから差し押さえするのが現場の運用

④財産の差し押さえ

⑤換価（差し押さえた財産を公売等により現金化すること。現金・債権は換価不要）

⑥配当（差し押さえた現金、債権の取立てによって得られた現金、公売により得られた現金を滞納した税金等の徴収に充てること）

一度発生した税金等は、原則として、納付しない限り消滅しません。督促を放置せず、必ず確認し、民商の仲間に相談しましょう。「換価の猶予」など、徴収緩和の制度があります。

「換価の猶予」とは…業績不振等の資金難により分納を求めるときに活用できる。徴収の猶予制度の要件とされる特別な事情がなくとも利用し得るため、すべての滞納者が検討すべき制度。詳しくは「相談ください」。

新型コロナウイルス拡大の影響による国保料等減免学習会予約制  
前年比30%以上の減収が見込まれる場合、国保料が減免される可能性があります。制度を学び、要件に合致する場合は申請しましょう。ご予約は長岡民商事務所まで。

①8月23日(月) 午後6時30分～8時

会場 さいわいプラザ3階講座室 定員 30人

②8月27日(金) 午後2時～3時30分

会場 さいわいプラザ3階302室 定員 15人

## 全商連創立70周年 顕彰について

全商連は創立70周年を記念し、左記①～④に該当する方を顕彰します。

創立70周年の歴史の節目を、要求運動と組織建設の高揚で迎え、喜び合いましょう。

①50年以上民商に在籍している会員（親子の継承を含む）

②40年在籍会員（1代に限る）

③25年以上会員で、10年以上全商連役員（理事以上）を歴任した会員

※現在も会員であるか、二世または配偶者が会員であることを条件とします。

④全商連役員（理事以上）を歴任し、全商連60周年以降物故された会員

※残された家族が会員であるかどうかは問いません。

基準日は創立記念日（8月3日）です。事務局でも調べますが、右記のとおり該当する方は9月10日(金)までにご連絡ください。

## 今後の商工新聞と事務所のお休み

①今後の商工新聞について

8月16日号は休刊となり、本号は

8月23日号となります。次号（8月30日号）は8月25日(水)から配達します。

②事務所のお休みについて

8月13日(金)から16日(月)の間、事務所はお盆休みとなります。よろしくお願ひします。

